

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号  
贈与税更正処分等取消請求上告及び上告受理事件  
国側当事者・国  
平成20年7月4日棄却・不受理・確定

### 決 定 事 項

上告人の上告理由が民事訴訟法312条1項又は2項(上告の理由)所定の場合に当たらず、申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項(上告受理の申立て)に規定する事件に当たらないとして、上告人の上告が棄却され、上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

### 決 定 要 旨

省略

(第一審・静岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年7月12日判決、本資料257号—143・順号10752)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年2月21日判決、本資料258号—41・順号10899)

### 決 定

|           |         |
|-----------|---------|
| 上告人兼申立人   | 甲       |
| 同訴訟代理人弁護士 | 鈴木 敏弘ほか |
| 被上告人兼相手方  | 国       |
| 同代表者法務大臣  | 鳩山 邦夫   |
| 同指定代理人    | 上野 秀樹ほか |

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成20年7月4日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 津野 修

裁判官 今井 功

裁判官 中川 了滋

裁判官 古田 佑紀

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

- 1 上告について

**【決定】**

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

- 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。